

「仕事がしたい…でも仕事に行けるのは月に数日…」
「建設労働者・職人の仕事と暮らしを守ってほしい…」

熊本県建設労働組合～切実な声・要望を市に届ける

5月30日、熊本県建設労働組合は熊本市に対して、切実な状況に置かれている建設労働者の暮らしと雇用を守ってほしいと「住宅リフォーム助成制度の創設」や「公契約条例の制定」などを求める要望書を熊本市に届けました。

長く続く不況のもとで、特に建設業は廃業や倒産が相次ぎ、深刻

な状況です。要請には、多くの職人が参加し、切実な実態を訴えました。

共産党市議団も参加。「市民の暮らしを守るためにも、地域経済を活性化するためにも現場で働く人の声を受け止め、対策をとってほしい」と実現を求めました。



要望
項目

住民にも建設労働者にも喜ばれ、地域経済の活性化につながる

住宅リフォーム助成制度の実現を！

住宅リフォーム助成制度とは、市民が住宅をリフォームする際に市内業者に発注することを条件に、市から工事費の5%～15%（自治体によって様々）が補助される制度です。制度ができた自治体では、リフォーム工事の発注が爆発的に増え、地元建設業者の仕事と雇用につながっています。また、住民にとっても快適で安全な住宅環境を整えることができ、喜ばれてい

る制度です。

すでに全国で取り組む自治体は400に迫り、予算の10倍～20倍の経済波及効果を生み、効果抜群の制度であることは証明済みです。

しかし、熊本市からは「政策目的にあっていない。他都市の調査をしている」と実現にせまる回答はありませんでした。できない理由はありません。早急に実現に踏み切るべきです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 803

2012年6月

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

要望
項目

労働単価の確保、下請け業者への適正な取引のため

公契約条例の制定を！

建設現場では、強い立場にある大手建設業者と中小建設業者の間に力関係があり、小さな業者は、単価の安い仕事でも赤字覚悟で引き受けざるを得ない状況にあります。断れば、次の仕事がもらえないとの不安の声も多く寄せられています。

こうした状況のもと、『建設現場に適正なルールを確立させる』ことを目的に、「公共事業の現場で働く全ての労働者に対し

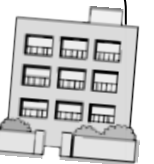
て、賃金の最低基準額を条例（法）により保証する」制度が、公契約条例です。

千葉県野田市での実現をかわきりに、東京都多摩市、政令市では川崎市が条例を制定するなど大都市でも取り組む自治体が生まれています。



そのほか、入札に参加資格のない小規模の業者でも仕事を受けることができる「小規模修繕登録制度」の改善、建設職人の退職金を保証する「建設業退職金共済制度」の周知・徹底などを求めました。

市営住宅の申し込み受付が始まります



● 募集案内書の配布

6月11日（月）～22日（金） 土日を除く 9時～17時
住宅管理センター（市庁舎9階）、区役所、総合出張所、出張所

● 受付期間と受付場所

6月19日（火）～25日（月） 9時～18時（土日は17時まで）
場所：市役所自転車駐車場8階

● 抽選日 7月2日（月）、3日（火） 市役所14階大ホール

● 入居予定日 8月1日（水）

※ 申し込みの際は、印鑑と世帯所得のわかるものが必要です。

【問い合わせ先】 ☎312-3400 市営住宅管理センター

政治倫理条例改定案を6月議会に提案 署名数は「200分の1」、署名期間60日

6月29日、議会活性化検討委員会が開催され、政治倫理条例の改定では、パブリックコメント結果を受け署名数は現行通り「200分の1」とすることが、全会一致で決まりました。

署名収集期間については、政治倫理審査会の伊藤洋典会長(熊大法学部教授)の答申「周知期間などを考慮すれば、30日は短いと感じる。60日程度でいいのではないか」などの意見もあり、60日とすることが、日本共産党を除く会派の多数決で決まりました。

日本共産党は、「署名数の200分の1も市民から見れば、ハードルが高く、新たに署名期限を設けるべきではない」と反対しました。

全国の政令指定都市・中核市においては、署名期間の設置は、少数派です。60日と期限を設けている福岡市や長崎市においては、署名数が有権者の「50名以上の連署」と署名数でハードルを低くしています。

政治倫理条例改定案は、6月議会に提案される予定です。

「政治倫理条例の改定反対」署名1429名 市民団体「署名期間は定めないで」と要望

政治倫理条例の改悪を阻止する会(廣瀬賜代代表)は、市議会に、1429名の署名を添えて、政治倫理条例の改定に反対する要望書を提出しました。「政治倫理条例案の撤回」と「必要な署名数は現行どおりとし、署名収集期間は定めないこと」を求めています。

パブリックコメントでも、議会多数で提案した、「署名数50分の1」と「30日間」に反対する声が9割以上を占め、現行条例を支持する声が多数寄せられました。

6月議会では、市民の声を生かす真摯な論議が求められています。

生活保護にかかわる職員の不祥事について緊急申し入れ

熊本市において、ケースワーカー(生活保護受給者に対し、状況を把握し、様々な働きかけをする職員)が、生活保護費の返還金を着服していた不祥事が明らかになりました。また、保護受給者の収入管理を怠り、支給漏れ70件や過払い25件があったことも明らかになっています。憲法25条の生存権に基づく、い

のちとくらしを守る「最後の砦」である生活保護行政にかかわる不祥事であり、残念であり、決してあってはならない不祥事です。これを受け、「平和と民主主義・くらしを守る熊本市民連絡会」は、市に対して緊急の申し入れを行い、共産党市議団も参加しました。



原因究明と再発防止への取り組み、 ケースワーカーの十分な配置と専門職の増員を！

現在、派遣などの非正規雇用の増大、低年金制度など貧困の拡大により、生活保護受給者は増え、ケースワーカーの体制が追いついていない現状にあります。

社会福祉法では、80世帯につき一人の割合でケースワーカーを配置するよう定められています。しかし、熊本市の現状は下表のように、一人あたりの平均受け持ちケース

が110世帯を超え、じつくりとケースに寄り添い、生活・就労支援などができる時間的余裕がありません。

今回の不祥事についても、個人的な問題とともに、職員の配置などの問題が根底にあります。職員の増員や専門職の配置など、人員体制の改善が求められます。

熊本市の保護受給世帯とケースワーカー数(2012年4月末時点)

	生活保護受給世帯数	ケースワーカー数	平均ケース数	社会福祉士数
中央区	4,049	36	112.5	1
東区	2,650	24	110.4	5
西区	1,617	15	107.8	1
南区	1,064	9	118.2	0
北区	1,682	16	105.1	0
熊本市計	11,062	100	110.6	7